

## 議題（４）障害者差別解消法施行に伴う取り組みについて

### 1 今年度の取り組み

#### (1) 対応要領の作成

碧南市職員が適切に対応するため、「碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成した。主な内容は、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務等。（平成28年4月1日施行）

#### (2) 講演会の開催

日本福祉大学社会福祉学部 野尻准教授による差別解消法に関する講演会（地域の誰もが差別されず・豊かに暮らすことができるように～障害者差別解消法を理解する～）を開催（平成28年12月6日開催。参加者66名）

### 2 次年度の取り組み

#### (1) 研修の実施

市職員全員を対象に研修を実施

#### (2) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関による構成される組織

##### ア 構成団体

碧南市手をつなぐ育成会、碧南市身体障害者福祉協会、NPO法人ハートフルあおみ、民生委員児童委員協議会、衣浦東部保健所、刈谷公共職業安定所碧南出張所、西三河南部障害者就業・生活支援センターくるくる、刈谷病院、碧南ふれあい作業所、ガイア相談支援センター、社会福祉協議会及び愛知教育大学

##### イ 設置時期

平成29年度中